普通免許状『検定』出願の手続き <u>I 提出書類(電子申請により出願をする場合、様式第8号及び様式第3号が省略可能)</u>

		- 中間により山嶼で9る場合、株式弟8万及い株式弟3万が自略可能)
1	教育職員検定及び普 通免許状授与等願書 <様式第8号>	<ul> <li>・ 手数料として 1,700円(検定)+3,300円(授与)を次のいずれかの方法で納入してください。</li> <li>① 宮城県収入証紙による納付</li> <li>② 電子申請(オンライン決済)による納付(クレジットカード又はPayPayが利用可)</li> <li>③ セルフレジによる納付(セルフレジは本庁又は各教育事務所に設置のものに限る。)</li> <li>・ 宮城県収入証紙又はセルフレジにより手数料を納付する場合は、証紙又はセルフレジより発行される「レシート(貼付用)」を願書の所定の位置に貼付して提出してください。</li> <li>※①から③の納入方法に対応できない場合は御連絡ください。</li> <li>・ 免許状への旧姓・通称名の併記を希望される場合には、「Ⅱ 提出方法等」に記載の問い合せ先へご連絡ください。</li> </ul>
2	戸籍抄本 (戸籍謄本も可)	・ 出願前3ヶ月以内のものを提出してください。 ・ 日本国籍を有しない方の場合は、国籍・氏名・性別・生年月日が確認できる住民票抄本で代えることが できます。
3	履歴書 <様式第3号>	<ul> <li>業務欄が不足する場合は、様式第3号の2を使用してください。</li> <li>学校教育法第1条に定める高等学校を卒業していない者については、高等学校卒業と同等以上の資格があることを確認する必要があるため、「学歴欄」は小学校入学から記入してください。</li> </ul>
4	身体に関する証明書 <様式第10号>	<ul> <li>医療機関において受診してください。</li> <li>宮城県内の現職教職員の場合は、職場の定期健康診断等の検査項目に様式第10号で定める検査項目が全て含まれ、かつ、出願時の身体の状態を定期健康診断等の結果により証明し得ると所属長が認めるときに限り、概ね1年以内に受診した直近の定期健康診断等の結果の写しをもって代えることができます。なお、電子申請により申請をし、定期健康診断等の写しを提出する場合は所属長の奥書証明が必要です。</li> <li><u>※ 他都道府県の現職教員及び個人の方は職場の定期健康診断等の結果の写しに代えることはできません。</u></li> <li>再検査・精密検査又は治療等を要する検査項目がある場合は、再検査・精密検査の受診状況・検査結果等又は治療等の状況が確認できる資料も併せて提出してください。</li> </ul>
5	人物に関する証明書 <様式第11号>	
6	免許状の写し又は 免許状授与証明書 各種免許証の写し等	<ul> <li>基礎免許状の写し又は授与証明書を提出してください。基礎免許状を必要としない場合で、既に授与された免許状があるときは、当該免許状の写し又は授与証明書を提出してください。</li> <li>看護師・保健師・栄養士・保育士等の免許を基礎資格として出願する場合は、それぞれの免許証の写しを提出してください。</li> <li>写しはすべて A 4 判の大きさにコピーし、免許状等の裏面にも記載事項がある場合は、裏面もコピーして提出してください。</li> <li>特別支援学校教諭の免許状(旧盲・聾・養護学校教諭の免許状を含む。)に新教育領域の追加の定めを受ける場合は、当該免許状の原本を提出してください。</li> </ul>
7	学力に関する証明書	・ <u>証明者が厳封したもの</u> を提出してください(開封したものは無効です。)。 ※ 免許法認定講習に係る学力に関する証明書は、この限りではありません。 ・ 学力に関する証明書は、免許状出願用の証明書で、必要な単位の修得状況が記載されたものです(通常の成績証明書や単位修得証明書とは異なりますので注意してください。)。 ・ 免許法別表第5・免許法附則第9項・免許法附則第19項・免許法施行法第2条第1項の規定による 出願の場合は、基礎資格を証明する書類として大学又は高等学校の卒業証明書が必要です。
8	実務に関する証明書 <様式第7号> <様式第7号の2> <様式第7号の3> <様式第7号の4>	

※ <u>複数の免許状を出願する場合</u>でも、出願する免許状ごとに上記の書類をそれぞれそろえてください。 ただし、2、3及び7については2通目からは写しで差し支えありません。

## Ⅱ 提出方法等

宮城県内の教職員が電子申請サービスを利用して出願手続きを行う場合は、申請の最後に表示される、「入力内容を印刷する」より申請内容を印刷し、「I提出書類」に示す書類と一緒に提出してください。提出書類の中には発行に時間がかかるものもございますので必要な書類を全て揃えてから、電子申請をしてください。

宮城県内	県立学校の教職員	<ul> <li>出願者 → 校長 → 宮城県教育委員会</li> <li>【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階)電話:022-211-3639</li> </ul>
	市町村立学校等の教職員 (仙台市立学校等・石巻市立 高等学校・市町村立幼保連 携型認定こども園を除く。)	出願者 → 校(園)長 → 市町村教育委員会 → 各教育事務所 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】各教育事務所 担当等は各教育事務所のホームページで確認してください。
の教職	仙台市立学校等の教職員	出願者 → 校(園)長 → 仙台市教育委員会 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
員	それ以外の宮城県内の教職員	出願者 →校(園)長→ 設置者(所轄庁) → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 <b>宮城県教育庁教職員課育成・免許班</b> (宮城県庁16階) 電話:022-211-3639
上記以外の者		<ul> <li>出願者 → 宮城県教育委員会</li> <li>【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号</li> <li>(郵送先) 宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階)</li> <li>電話:022-211-3639</li> </ul>

- ※ 学校等以外の教育機関等に勤務する現職職員の場合は、それぞれ学校等の区分に準じて出願書類を提出してください。
- ※ 出願書類を**郵送で提出する場合**は、事故防止のため**簡易書留扱い又はレターパック**で送付してください。
- ※ 免許状は上記と逆の流れで送付されます。**宮城県教育委員会からの受取方法**は以下のとおりです。 上記と逆の流れで宮城県教育委員会以外の機関から送付される場合の受取方法については、それぞれの機関にお問い合わせください。

受取	直投帯は切み提合	免許状を受け取ることができるようになりましたら連絡します。 平日の「午前8時30分~正午」又は「午後1時~午後5時15分」に来庁してください。
方	郵送で受け取る場合	<u>簡易書留扱い</u> 又は <u>レターパック</u> で送付します。 簡易書留:切手を貼付した返信用の封筒(角型2号(A4判が入る大きさ)で住所及び氏名を記入したも
法		の)を出願時に提出 郵送料(切手) 530円 レターパック:住所及び氏名を記入したものを出願時に提出

※ 電子申請の場合でも、いずれかの方法で受取となります。

## Ⅲ 出願受付期間・免許状交付日等

受付期間	4月~1月( <b>2~3月は受付していません。</b> )
締切日	毎月25日( <b>当該年度の最終締切日は1月25日です</b> 。)
授与日	受付月の翌月1日付け(免許状に記載される授与年月日になります。)
発 送 日	受付月の翌月下旬(免許状を引き渡し又は発送できる時期です。)

※ 宮城県内の学校等に4月から採用される等の特別の事情がある場合は別途ご相談ください。